

名古屋市告示第19号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、各法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和8年1月23日

名古屋市長 広沢一郎

1 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護機関名	所在地	指定年月日
さくらぎ整形外科	名古屋市天白区平針南四丁目1202番地	令和7年11月22日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課